

IV 諸規程等

5 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう務めなければならない。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科の教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学系)

第6条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、学系を置く。

2 学系に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどる。

(副研究科長)

第8条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

3 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第9条 研究科の専攻に、必要に応じて専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

3 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第10条 研究科の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する事項を整理する。

3 学系長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 研究科に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(指導教員)

第14条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各課程における指導教員については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第15条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 授業科目の履修方法及び研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第17条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(成績評価基準の明示等)

第17条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第18条 履修科目の単位修得の認定は、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らし、担当教員等が行うものとする。

第19条 削除

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

四 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする。

五 演習及び実習を併用する場合は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第21条 他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。))を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第22条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得し

た単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第23条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士課程及び博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可するものとする。

(転入学)

第24条の2 他の大学の大学院に在籍している者等（大学院学則第24条第1項に規定する者に限る。）で研究科へ転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

2 研究科の学生（博士後期課程を除く）で、他の専攻に転専攻することを志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、14単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第28条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第29条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、岡山大学学位規則（平成16年岡大規則第1号）の定めるところによる。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、修士課程においては医科学、歯科学又は学術とし、博士

前期課程においては薬科学とする。

- 4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、博士課程においては医学、歯学、薬学又は学術とし、博士後期課程においては薬科学又は学術とする。

(科目等履修生)

第30条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(研究生)

第32条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、研究科の研究及び設備に支障がない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第33条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき特別研究学生として受け入れることができる。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 修士課程課程表

授 業 科 目	単 位 数	
	必修	選択
医歯科学概論	2	
生命倫理学	1	
人体構造学		2
口腔構造機能学		2
人体生理学		2
生化学		2
病理病態学		2
総合薬理学		2
生体材料学		2
社会医歯科学		2
臨床医歯科学概論		2
医科学演習		4
医科学実習		4
歯科学演習		4
歯科学実習		4
社会医科学演習		4
社会医科学実習		4
人体解剖学実習		1
分子医科学総論		2
生体防御医学		2
総論再生医療学総論		2
細胞組織工学総論		2
臨床治験学総論		2
医療情報学		2
総論脳神経科学		2
総論病態機構学総論		2
口腔機能再建学総論		2
口腔病態学総論		2
口腔健康発育学総論		2
実践英語教育I		2
実践英語教育II		2
疫学 (理論)		2
疫学 (演習)		6
疫学 (実習)		4
国際保健学		2
国際感染症学		2
フィールド実習		8
プロジェクトマネジメント		2
応用疫学諸科学		6
食品保健学		2
分子イメージング科学概論		2
分子イメージング科学実習		4

履修方法：

指導教員の指導により，30単位以上を修得すること。

なお，履修に関し必要な事項は，別に定める。

別表第2 博士課程課程表

必修科目

授 業 科 目	単 位 数
研究方法論基礎	5
研究方法論基礎	3
研究方法論基礎	2
研究方法論応用	4
研究方法論応用	6
研究方法論応用	2
課題研究	5
課題研究	6
専門研究	4

選択科目（共通）

授 業 科 目	単 位 数	
	講義・演習	実習 (臨床実習)
接着歯学臨床応用学	3	6
審美歯学臨床応用学	3	6
口腔感染・炎症制御学	3	6
歯周病治療専門学	3	6
歯髄・歯内病変治療専門学	3	6
高度補綴治療学	3	6
顎関節症・口腔顔面痛治療学	3	6
口腔インプラント義歯学	3	6
口腔リハビリテーション学	3	6
高度義歯補綴学	3	6
下顎機能異常治療学	3	6
顎顔面補綴治療学	3	6
高齢者歯科医療学	3	6
小児矯正学	3	6
成人矯正学	3	6
口腔・顎・顔面外科手術学	3	6
口腔内科学および口腔・顎・顔面インプラント治療学	3	6
口腔外科治療学	3	6
口腔外科疾患病棟管理学	3	6
口腔診断学	3	6
歯科医療情報管理学	3	6
E B D応用学	3	6
臨床予防歯科学	3	6
実践地域歯科保健学	3	6
臨床小児歯科学	3	6
小児口腔保健学	3	6
歯科全身管理学	3	6
口腔顔面痛・ストレス管理学	3	6
口腔機能支援歯学	3	6
ノーマライゼーション歯学	3	6
総合歯科医療学	3	6
高頻度歯科疾患治療学	3	6

専攻	授業科目	単位数			
		I (講義・演習)	II (講義・演習)	I (演習・実習)	II (演習・実習)
生体制御科学	細胞組織学	2	2	4	4
	人体構成学	2	2	4	4
	システム生理学	2	2	4	4
	分子医化学	2	2	4	4
	遺伝情報動態学	2	2	4	4
	循環器内科学	2	2	4	4
	心臓血管外科学	2	2	4	4
	麻酔・蘇生学	2	2	4	4
	救急医学	2	2	4	4
	薬理学	2	2	4	4
	菌科薬理学	2	2	4	4
	衛生代謝制御学	2	2	4	4
	生物情報機能学	2	2	4	4
	薬効解析学A	2	2	4	4
	薬効解析学B	2	2	4	4
	神経ゲノム学	2	2	4	4
	細胞生理学	2	2	4	4
	生化学	2	2	4	4
	神経情報学	2	2	4	4
	精神神経病態学	2	2	4	4
脳神経内科学	2	2	4	4	
発達神経病態学	2	2	4	4	
脳神経外科学	2	2	4	4	
病態制御科学	病理学 (免疫病理)	2	2	4	4
	細胞化学	2	2	4	4
	消化器・肝臓内科学	2	2	4	4
	腎・免疫・内分泌代謝内科学	2	2	4	4
	小児医科学	2	2	4	4
	皮膚科学	2	2	4	4
	泌尿器病態学	2	2	4	4
	産科・婦人科学	2	2	4	4
	口腔病理学	2	2	4	4
	歯周病態学	2	2	4	4
	病理学 (腫瘍病理)	2	2	4	4
	免疫学	2	2	4	4
	腫瘍ウイルス学	2	2	4	4
	分子遺伝学	2	2	4	4
	呼吸器・乳腺内分泌外科学	2	2	4	4
	血液・腫瘍・呼吸器内科学	2	2	4	4
	放射線医学	2	2	4	4
	消化器外科学	2	2	4	4
	口腔顎顔面外科学	2	2	4	4
	歯科放射線学	2	2	4	4
	臨床薬剤学	2	2	4	4
	薬物療法設計学	2	2	4	4
	医薬品安全性学	2	2	4	4
	医薬品臨床評価学A	2	2	4	4
	医薬品臨床評価学B	2	2	4	4
	臨床病態診断学	2	2	4	4
救急薬学	2	2	2	2	

専攻	授業科目	単位数			
		I (講義・演習)	II (講義・演習)	I (演習・実習)	II (演習・実習)
機能再生・再建科学	細胞生物学	2	2	4	4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	2	2	4	4
	眼科学	2	2	4	4
	整形外科	2	2	4	4
	形成再建外科学	2	2	4	4
	口腔生化学	2	2	4	4
	口腔形態学	2	2	4	4
	生体材料学	2	2	4	4
	歯科保存修復学	2	2	4	4
	口腔機能解剖学	2	2	4	4
	口腔生理学	2	2	4	4
	インプラント再生補綴学	2	2	4	4
	歯科矯正学	2	2	4	4
	顎口腔再建外科学	2	2	4	4
	咬合・有床義歯補綴学	2	2	4	4
	歯科麻酔・特別支援歯学	2	2	4	4
社会環境生命科学	病原細菌学	2	2	4	4
	病原ウイルス学	2	2	4	4
	口腔微生物学	2	2	4	4
	小児歯科学	2	2	4	4
	衛生微生物学	2	2	4	4
	医薬品分子標的学	2	2	4	4
	医薬分子設計学	2	2	4	4
	生命倫理学	2	2	4	4
	疫学・衛生学	2	2	4	4
	医療政策・医療経済学	2	2	4	4
	公衆衛生学	2	2	4	4
	法医学	2	2	4	4
	医療情報学	2	2	4	4
	総合内科学	2	2	4	4
	老年医学	2	2	4	4
総合歯科学	2	2	4	4	
予防歯科学	2	2	4	4	

授業科目	単位数	
	区分： (講義・演習)	区分： (演習・実習)
悪性腫瘍の管理と治療	1	—
医療倫理と法律的・経済的問題	0.5	—
医療対話学 (コミュニケーションスキル)	0.5	—
がんチーム医療実習	—	0.5
医療情報学	0.5	—
がんのベーシックサイエンス・臨床薬理学	1	—
がん臨床検査・病理診断・放射線診断学	0.5	—
臓器別がん治療各論	2	—
がん緩和治療	0.5	—
臨床腫瘍学実習 I	—	4
臨床腫瘍学実習 II	—	4
がん治療修練	1	—
がん専門薬剤師特論	2	—

がん薬物治療実技演習	1	—
集学的治療薬特論	2	—
臨床薬理学特論	2	—
老年医学・緩和医療特論Ⅰ	2	—
老年医学・緩和医療特論Ⅱ	2	—
口腔ケア・摂食嚥下機能評価・栄養学	2	—
PET科学アカデミー	2	—
分子イメージング科学（講義・演習）	2	—
分子イメージング科学（演習・実習）	—	4
心筋梗塞特論	2	—
脳卒中特論	2	—
メタボリックシンドローム特論	2	—
アンチエイジング特論（医学）	2	—
基礎統計学	2	—
社会疫学（基礎）	2	—
社会疫学（応用）	2	—
マルチレベル解析学	2	—
ライフサイエンス入門	2	—
ケミカルバイオロジー学Ⅰ	2	—
ケミカルバイオロジー学Ⅱ	2	—
生物活性有機分子設計学Ⅰ	2	—
生物活性有機分子設計学Ⅱ	2	—
合成医薬品開発学Ⅰ	2	—
合成医薬品開発学Ⅱ	2	—
薬用天然物化学Ⅰ	2	—
薬用天然物化学Ⅱ	2	—
医薬品機能分析学Ⅰ	2	—
医薬品機能分析学Ⅱ	2	—
生体膜と薬物の相互作用特論Ⅰ	2	—
生体膜と薬物の相互作用特論Ⅱ	2	—
応用生物薬剤学Ⅰ	2	—
応用生物薬剤学Ⅱ	2	—
微生物医薬品学Ⅰ	2	—
微生物医薬品学Ⅱ	2	—
生体応答制御学Ⅰ	2	—
生体応答制御学Ⅱ	2	—
生体分子解析学Ⅰ	2	—
生体分子解析学Ⅱ	2	—

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め 30 単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

（注）授業科目名の「A」「B」の表示は、本表では教員の相違による区別を表している。

また、授業内容の相違（1年目、2年目）については、「Ⅰ」「Ⅱ」により表している。

別表第3 博士前期課程及び博士後期課程課程表

1 博士前期課程

授業科目	単位数	
	必修	選択
薬科学特別研究	1	2
薬科学特別応用研究		6
薬科学セミナー	4	
薬科学応用セミナー		2
現代創薬化学		1
生命有機化学		1
薬用天然資源化学		1
植物二次代謝学		1
天然物化学		1
機器分析応用学		1
構造情報分析学		1
大学院有機化学演習Ⅰ		1
大学院有機化学演習Ⅱ		1
トランスポーター生化学		1
膜タンパク質化学		1
臨床病態診断学		1
病態薬効解析学		1
機能性製剤開発評価学		1
医薬品臨床開発学		1
医療薬理学		1
神経精神薬理学		1
臨床薬剤学		1
創薬知的財産学		1
変異発がん機構学Ⅰ		1
変異発がん機構学Ⅱ		1
細菌機能解析学		1
環境生物薬科学		1
臨床創薬学Ⅰ		1
臨床創薬学Ⅱ		1
免疫生物学		1
薬効解析学		1
生体物理化学		1
神経生物物理学		1
医薬分子設計学		1
生体機能分析化学		1
薬物代謝化学		1
分子衛生科学		1
蛋白質機能生物学		1
国際感染症制御学		1
薬物送達解析学Ⅰ		1
薬物送達解析学Ⅱ		1
分子イメージング科学概論		2
分子イメージング科学実習		4

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め30単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

2 博士後期課程

授業科目	単位数		
	必修	選択必修	選択
研究方法論基礎	2		
研究方法論応用	2		
課題研究	4		
薬科学英語演習	1		
分子イメージング科学概論			2
PET科学アカデミー			2
分子イメージング科学(講義・演習)			2
分子イメージング科学(演習・実習)			4
ケミカルバイオロジー			1
医薬分子開発学			1
医薬品製造学			1
医薬開発臨床情報学			1
薬用天然資源化学概説			1
天然物化学概説			1
医薬品機能分析化学			1
トランスポーター学			1
生体膜輸送科学			1
薬物動態解析学			1
DDS製剤概論			1
微生物医薬品学			1
生体応答制御学			1
生体分子解析学A			1
生体分子解析学B			1
薬物代謝解析学			1
情報伝達機能学			1
薬効解析学			1
炎症薬理学			1
機能性医薬品設計学			1
薬物療法設計学			1
医薬品安全性学			1
医薬品適正管理学			1
病態医薬品機能解析学			1
臨床病態診断学			1
環境微生物化学			1
医薬品分子標的学			1
医薬分子設計学			1
ケミカルバイオロジー演習		2	
医薬分子開発学演習		2	
医薬品製造学演習		2	
創薬知的財産学演習		2	
薬用天然資源化学演習		2	
天然物化学演習		2	
医薬品機能分析学演習		2	
トランスポーター学演習		2	
生体膜輸送科学演習		2	
薬物動態解析学演習		2	
生体内薬物送達学演習		2	
微生物医薬品学演習		2	
生体応答制御学演習		2	
生体分子解析学A演習		2	
生体分子解析学B演習		2	

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め16単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

6 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び 後期課程薬科学専攻における授業科目に関する細則

第1条 この細則は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程（以下「規程」という。）第15条第2項の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科における授業科目の履修方法等必要な事項について定めるものとする。

第2条 博士前期課程薬科学専攻の学生は、規程別表に定める授業科目のうち次の各項に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程薬科学専攻の学生は、別表第1に定めるとおり履修しなければならない。
- 3 博士前期課程薬科学専攻に履修コースとして「分子イメージング教育コース」をおく。本履修コースを選択する学生は、前項にかかわらず別表第2に定めるとおり履修しなければならない。

第3条 博士後期課程薬科学専攻の学生は、規程別表に定める授業科目のうち次の各項に掲げるとおり単位を修得しなければならない。

- 2 博士後期課程薬科学専攻の学生は、別表第3に定めるとおり履修しなければならない。
- 3 博士後期課程薬科学専攻に履修コースとして「分子イメージング教育コース」をおく。本履修コースを選択する学生は、前項にかかわらず別表第4に定めるとおり履修しなければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1
博士前期課程

授 業 科 目	単位数	
	必 修	選 択
(研究指導科目)		
薬科学特別研究	12	
薬科学特別応用研究		6
薬科学セミナー	4	
薬科学応用セミナー		2
(専門科目)		
現代創薬化学		1
生命有機化学		1
薬用天然資源化学		1
植物二次代謝学		1
天然物化学		1
機器分析応用学		1
構造情報分析学		1
大学院有機化学演習Ⅰ		1
大学院有機化学演習Ⅱ		1
トランスポーター生化学		1
膜タンパク質化学		1
臨床病態診断学		1
病態薬効解析学		1
機能性製剤開発評価学		1
医薬品臨床開発学		1
医療薬理学		1
神経精神薬理学		1
臨床薬剤学		1
創薬知的財産学		1
変異発がん機構学Ⅰ		1
変異発がん機構学Ⅱ		1
細菌機能解析学		1
環境生物薬科学		1
臨床創薬学Ⅰ		1
臨床創薬学Ⅱ		1
免疫生物学		1
薬効解析学		1
生体物理化学		1
神経生物物理学		1
医薬分子設計学		1
生体機能分析化学		1
薬物代謝化学		1

分子衛生科学		1
蛋白質機能生物学		1
国際感染症制御学		1
薬物送達解析学I		1
薬物送達解析学II		1
(医歯科学専攻の相互履修科目)		
医歯科学概論		2
生命倫理学		1
人体構造学		2
口腔構造機能学		2
人体生理学		2
生化学		2
病理病態学		2
総合薬理学		2
生体材料学		2
社会医歯科学		2
臨床医歯科学概論		2

履修方法

指導教員の指導により，必修科目を含む30単位以上を修得すること。

別表第2

博士前期課程（分子イメージング教育コース）

授 業 科 目	単位数	
	必 修	選 択
(研究指導科目)		
薬科学特別研究	12	
薬科学特別応用研究		6
薬科学セミナー	4	
薬科学応用セミナー		2
(分子イメージング教育コース科目)		
分子イメージング科学概論	2	
分子イメージング科学実習	4	
(専門科目)		
現代創薬化学		1
生命有機化学		1
薬用天然資源化学		1
植物二次代謝学		1
天然物化学		1
機器分析応用学		1
構造情報分析学		1
大学院有機化学演習 I		1
大学院有機化学演習 II		1
トランスポーター生化学		1

膜タンパク質化学		1
臨床病態診断学		1
病態薬効解析学		1
機能性製剤開発評価学		1
医薬品臨床開発学		1
医療薬理学		1
神経精神薬理学		1
臨床薬剤学		1
創薬知的財産学		1
変異発がん機構学I		1
変異発がん機構学II		1
細菌機能解析学		1
環境生物薬科学		1
臨床創薬学I		1
臨床創薬学II		1
免疫生物学		1
薬効解析学		1
生体物理化学		1
神経生物物理学		1
医薬分子設計学		1
生体機能分析化学		1
薬物代謝化学		1
分子衛生科学		1
蛋白質機能生物学		1
国際感染症制御学		1
薬物送達解析学I		1
薬物送達解析学II		1
(医歯科学専攻の相互履修科目)		
医歯科学概論		2
生命倫理学		1
人体構造学		2
口腔構造機能学		2
人体生理学		2
生化学		2
病理病態学		2
総合薬理学		2
生体材料学		2
社会医歯科学		2
臨床医歯科学概論		2

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含む30単位以上を修得すること。

微生物医薬品学演習		2	
生体応答制御学演習		2	
生体分子解析学 A 演習		2	
生体分子解析学 B 演習		2	

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含む16単位以上を修得すること。

別表第4

博士後期課程（分子イメージング教育コース）

講義題目	単位数		
	必修	選択必修	選択
(専門基盤科目)			
研究方法論基礎	2		
研究方法論応用	2		
(研究指導科目)			
課題研究	4		
薬科学英語演習	1		
(分子イメージングプログラム科目)			
分子イメージング科学概論	2		
PET科学アカデミー	2		
分子イメージング科学(講義・演習)	2		
分子イメージング科学(演習・実習)	4		
(専門科目)			
【選択科目】			
ケミカルバイオロジー			1
医薬分子開発学			1
医薬品製造学			1
医薬開発臨床情報学			1
薬用天然資源化学概説			1
天然物化学概説			1
医薬品機能分析化学			1
トランスポーター学			1
生体膜輸送科学			1
薬物動態解析学			1
DDS 製剤概論			1
微生物医薬品学			1
生体応答制御学			1
生体分子解析学 A			1
生体分子解析学 B			1
薬物代謝解析学			1
情報伝達機能学			1
薬効解析学			1
炎症薬理学			1
機能性医薬品設計学			1
薬物療法設計学			1
医薬品安全性学			1
医薬品適正管理学			1
病態医薬品機能解析学			1
臨床病態診断学			1
環境微生物化学			1
医薬品分子標的学			1

医薬分子設計学			1
【薬科学演習】			
ケミカルバイオロジー演習		2	
医薬分子開発学演習		2	
医薬品製造学演習		2	
創薬知的財産学演習		2	
薬用天然資源化学演習		2	
天然物化学演習		2	
医薬品機能分析学演習		2	
トランスポーター学演習		2	
生体膜輸送科学演習		2	
薬物動態解析学演習		2	
生体内薬物送達学演習		2	
微生物医薬品学演習		2	
生体応答制御学演習		2	
生体分子解析学 A 演習		2	
生体分子解析学 B 演習		2	

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含む24単位以上を修得すること。

7 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程の 修士の学位に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）において修士の学位を授与するにあたり、学位論文及び付記する専攻分野の名称等の審査に関し必要な事項を定める。

(学位申請の資格)

第2条 学位を申請できる者は、博士前期課程に在学し、研究科規程第27条に規定する単位を修得見込み又は修得した者とする。

(学位申請の手続)

第3条 学位を申請する者は、予め正指導教員より「学位(修士)審査願」を提出の上、所定の「学位(修士)申請書」に次の各号に掲げる書類等を添え、それぞれ正指導教員（以下「主査」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- 一 学位(修士)論文 2部
- 二 学位(修士)論文発表要旨 1部

2 学位論文等の提出の時期は、2月及び7月とする。ただし、研究科長が特に必要と認めるときは、提出の時期を別に定めることができる。

(学位審査委員会)

第4条 学位申請書の提出があったときは、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、正指導教員の他、論文内容に造詣が深く、かつ原則として学会発表等の共著者でない教授又は准教授1名以上の審査委員をもって組織する。ただし、原則として教授1名以上を含むこととする。

2 審査委員は、専攻会議（薬学系会議）において選出する。

(学位審査及び最終試験)

第5条 審査委員会は、学位論文審査及び最終試験が終了したときは、「学位(修士)論文審査報告書」及び「最終試験(修士)成績報告書」を専攻長に提出するものとする。

2 最終試験は、学位論文発表会をもって充てる。

3 審査委員会は、必要があるときは、最終試験として前項の学位論文発表会に加えて筆答又は口頭試験を行うことができる。

4 学位論文審査及び最終試験の可否の議決は、専攻会議（薬学系会議）において行う。

(修了の判定)

第6条 課程修了の判定は、専攻会議（薬学系会議）において行う。

附 則

この内規は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年6月20日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年5月26日から施行する。

8 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程の 博士の学位に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）において博士の学位を授与するにあたり、学位論文及び付記する専攻分野の名称等の審査に関し必要な事項を定める。

(学位の申請)

第2条 博士後期課程に在学する者又は博士課程を経ない者が学位論文の審査を願い出るときは、所定の学位（博士）申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、それぞれ正指導教員又は紹介指導教授若しくは准教授（以下「指導教員」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| 一 学位論文 | 5部 |
| 二 学位論文の要旨（2,000字程度） | 1部 |
| 三 学位論文の概要（学位論文内容の要旨 800字程度） | 1部 |
| 四 論文目録 | 1部 |
| 五 履歴書 | 1部 |
| 六 参考論文 | 1部 |

2 学位論文等の提出の時期は、1月及び7月とする。ただし、研究科長が特に必要と認めるときは、提出の時期を別に定めることができる。

(博士課程を経ない者の学位申請の資格)

第3条 博士課程を経ない者で、学位の授与の申請をすることができるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 二 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者
- 三 大学を卒業した後、6年以上の研究歴を有する者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した後、9年以上の研究歴を有する者
- 五 高等学校を卒業した後、12年以上の研究歴を有する者
- 六 その他、前各号以外の学歴を有する者で、研究歴が博士課程修了者と同等以上と認められた者

2 研究歴とは、次の各号に掲げる学位授与の日までの期間とする。

- 一 大学の専任教員として研究に従事した期間
- 二 大学の研究生として研究に従事した期間
- 三 大学院の学生として在学した期間
- 四 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- 五 その他、著書、学術論文、学術講演、学術報告、特許等によって研究に従事したことが確認された期間

3 前2項の認定は、専攻会議（薬学系会議）が行う。

(学位審査委員会)

第4条 学位申請書の提出があったときは、専攻会議（薬学系会議）の議を経て、学位論文提出者ごとに学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、学位論文及び付記する専攻分野の名称の審査を行う。
- 3 審査委員会は、博士後期課程に在学する者にあつては、学位論文を中心として、これ

に関連する専門分野について筆答又は口頭により最終試験を行う。なお、最終試験は、博士學位論文発表会をもって充てることができる。

また、博士課程を経ない者にあつては、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があるか否かの確認（以下「学力の確認」という。）を行うために、學位論文を中心として、これに関連ある専門科目について、口頭により試験（博士論文発表会をもって充てることができる）を行う。さらに、専門の学術研究を行なうのに必要な外国語（1カ国語）について筆答により試験を行う。

- 4 審査委員会は、次の各号に掲げる審査委員で組織する。ただし、審査委員には、教授および准教授それぞれの1名以上を含まなければならない。
 - 一 主査 論文内容に造詣が深く、指導教員あるいは紹介指導教員ではなく、参考論文の共著者でない教授又は准教授
 - 二 副査 論文内容に造詣が深い教授又は准教授2名以上。指導教員又は紹介指導教員は含まれてもよいが、他の副査には参考論文の共著者でないこと
- 5 學位論文の審査に当たって必要があるときは、他の研究科（他大学を含む。）の博士課程担当の教授又はこれに相当する者1人を、前項第二号の審査委員とすることができるものとする。
- 6 主査および副査は、学務部会で選出する。主査は、審査委員会の議長となる。

（學位審査結果の報告）

第5条 審査委員会は、學位論文の審査及び付記する専攻分野の名称の審査が終了したときは、「學位（博士）論文審査報告書」により、創薬生命科学専攻長に提出するものとする。

- 2 審査委員会は、最終試験又は学力の確認が終了したときは、「最終試験（博士）又は学力の確認成績報告書」を専攻長に提出するものとする。

（學位授与可否の判定）

第6条 専攻会議（薬学系会議）における學位審査結果の報告は、主査が「學位（博士）論文審査報告書」に基づき行う。また、學位審査の質疑に対する応答についても、原則として主査が行う。

- 2 専攻会議（薬学系会議）は、學位論文の審査、付記する専攻分野の名称の審査、最終試験の合否及び学力の確認の判定について、無記名投票により行い、學位授与の可否を議決する。

（審査結果の報告）

第7条 専攻長は、前条の審査結果を研究科長に報告するものとする。

（合否の決定）

第8条 研究科長は、専攻会議（薬学系会議）の議決に基づき、學位論文の審査、付記する専攻分野の名称及び最終試験の合否又は学力の確認を決定するものとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

9 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻 早期修了に関する申し合わせ

平成23年 1月19日
薬学系会議

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程第27条第1項に基づく岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻早期修了に係る「優れた研究業績を上げた者」について、その申請資格及び審査方法は、次のとおりとする。

1 在学期間

当該課程に1年又は1年半在学する者。

2 「優れた研究業績を上げた者」として認められる者

次の二つの要件を満たし、専攻会議（薬学系会議）が早期修了可能であると認める者。ただし、これらの要件は、早期修了申請資格を審査する専攻会議（薬学系会議）の前日までに確定しなければならない。

- 一 当該課程在籍中に査読制度のある学術誌へ投稿し、2編以上の論文が公表又は掲載確定されていること。
- 二 一の公表又は掲載確定された論文のうち、少なくとも1編の筆頭著者であること。

3 早期修了申請資格の審査

早期修了を希望する者は、下記の書類により、専攻会議（薬学系会議）において申請資格の審査を受けなければならない。

- 一 早期修了（修士）申請資格審査願（指定様式）
- 二 研究概要（様式任意）
- 三 指導教員の推薦書（様式任意）
- 四 研究業績及び受賞歴一覧（様式任意）

論文の掲載、学会発表又は受賞確定の場合は、それを証明する書類のコピーを添付すること。

4 申請時期

早期修了申請資格審査の申請時期は、次のとおりとする。

学位授与	申請期限
3月	12月末日
9月	5月末日

5 学位申請及び審査

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻の修士論文審査実施要領による。

6 早期修了の認定及び申請

早期修了申請資格審査に合格した者のうち、1年次又は2年次前期終了時に修了要件単位を充足し、かつ専攻会議（薬学系会議）により修士論文審査及び最終試験に係る合格を議決された者について、学長に対して早期修了の申請を行う。

7 この申し合わせは、平成23年 1月20日から適用する。

10 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程薬学専攻 早期修了に関する申し合わせ

平成24年2月1日
薬学系会議

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程第27条第2項に基づく岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程薬学専攻早期修了に係る「優れた研究業績を上げた者」について、その申請資格及び審査方法等は、次のとおりとする。

1 在学期間

当該課程に1年以上在学する者。ただし、2年未満の在学期間をもって博士前期課程を修了した者にあつては、その在学期間と合わせて3年以上在学する者。

2 「優れた研究業績を上げた者」として認められる者

次の三つの要件を満たし、専攻会議（薬学系会議）が早期修了可能であると認める者。ただし、これらの要件は、早期修了申請資格を審査する専攻会議（薬学系会議）の前日までに確定しなければならない。

- 一 当該課程在籍中に査読制度のある学術誌へ投稿し、2編以上の参考論文（※）が公表又は掲載確定されていること。
- 二 一の公表又は掲載確定された論文のうち、2編以上の筆頭著者であること。
- 三 一の公表又は掲載確定された論文のうち、1編以上のインパクトファクター値が5以上であること。

※参考論文 = 学位論文内容の客観的評価資料として提出するものであり、学位論文提出者が研究内容の一部を学会誌等に公表（掲載決定されたものを含む）した論文とする。

3 早期修了申請資格の審査

早期修了を希望する者は、下記の書類により、専攻会議（薬学系会議）において申請資格の審査を受けなければならない。

- 一 早期修了（博士）申請資格審査願（指定様式）
- 二 研究概要（様式任意）
- 三 指導教員の推薦書（様式任意）
- 四 参考論文一覧（様式任意）

掲載確定の場合は、それを証明する書類のコピーを添付すること。

4 申請時期

早期修了申請資格審査の申請時期は、次のとおりとする。

学位授与	申請期限
3月	11月末日
9月	5月末日

5 学位申請及び審査

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程薬学専攻の博士学位審査申請要項及び博士の学位に関する内規による。

6 早期修了の認定及び申請

早期修了申請資格審査に合格した者のうち、修了要件単位を充足し、かつ専攻会議（薬学系会議）により博士論文審査及び最終試験に係る合格を議決された者について、学長に対して早期修了の申請を行う。

7 この申し合わせは、平成24年4月1日から適用する。

11 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程における他の大学院等で研究指導を受ける学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程（以下「本研究科」という。）の学生が、他大学の大学院（外国の大学院を含む。）又は研究所等（以下「他大学院等」という。）において、研究指導を受けようとする場合における取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(願い出)

第2条 他大学院等において研究指導を受けることを希望する者は、所定の許可願を正指導教員の承認を得て、医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(協議)

第3条 研究科長は、前項の願い出があった場合は、研究指導計画等必要な事項について、規程第23条の規定による当該他大学院等との協議を行うものとする。

(許可)

第4条 他大学院等において研究指導を受けることの許可は、前項の協議の結果に基づき、学系会議の議を経て研究科長が行うものとする。

(受入依頼)

第5条 研究科長は、前項により他大学院等において研究指導を受けることを許可した者について、当該他大学院に受入依頼を行うものとする。

(許可期間)

第6条 他大学院等において研究指導を受けることができる期間(以下「許可期間」という。)は、1年以内とする。ただし、博士後期課程学生については、引き続き研究の継続を必要とする場合、第1条から第5条の手続きを経たうえで更に延長を行うことができるものとする。

(在学期間の扱い)

第7条 他大学院等において研究指導を受けた期間は、本研究科の修了に必要な在学期間に含めることができる。ただし、修了要件として必要な在学期間のうち、1年以上本研究科の指導教員の研究指導を受けなければならない。

(報告)

第8条 研究科長は、他大学院等において研究指導を受けることを許可された者について、当該研究指導の終了後、当該他大学院等の長から研究指導状況報告書の交付を受けるものとする。

(修了認定)

第9条 他大学院等において受けた研究指導は、学系会議の議を経て、本研究科の修了に必要な研究指導の一部として認定することができる。

(授業料)

第10条 他大学院等において研究指導を受けることが許可された者は、許可期間中においても岡山大学に所定の授業料を納付しなければならない。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。

12 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程 特別研究学生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程（以下「本研究科」という。）の特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 本研究科において特別研究学生として出願することができる者は、現に他大学の大学院（外国の大学院等を含む。）に在学中の者で、在学する大学院（以下「在学大学院」という。）の研究科長からの推薦を受けた者とする。

(在籍期間)

第3条 特別研究学生の在籍期間は、原則として1年以内とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする場合には、在学大学院からの申し出により、在籍期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第4条 特別研究学生を志願する者は、在学大学院を經由して、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- 一 特別研究学生願（所定の様式）
- 二 在学大学院からの推薦書（所定の様式）
- 三 その他本研究科長が必要と認める書類

(選考及び入学許可)

第5条 特別研究学生の選考は、研究指導を受けることとなる教員の承認を得た者について学系会議が行い、協議に基づき許可するものとする。

附 則

この内規は、平成17年8月1日から施行する。

13 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程 の研究生に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程及び博士後期課程の研究生に関し必要な事項について定めるものとする。

(入学時期)

第2条 研究生の入学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特に必要と認める場合は学期の中途とすることができる。

(在学期間)

第3条 研究生の在学期間は、1年又は半年とする。ただし、引き続き研究の継続を必要とする者については、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

2 前項本文の規定にかかわらず、在学期間については、学系会議の議を経て1年未満の範囲で別に定めることができる。

(入学資格)

第4条 博士前期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位を有する者
 - 二 外国において学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 本研究科において、学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 本研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第5条 研究生として入学を志願する者は、原則として入学時期の1月前までに、次の各号に定める書類に検定料を添えて研究科長に願い出なければならない。ただし、国外に居住する外国人にあっては、原則として入学時期の4月前までとする。

- 一 研究生入学願書(所定の様式)
- 二 出願理由書
- 三 履歴書
- 四 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- 五 その他特に指示するもの

2 官公庁、会社等に在職している者にあつては、前項に掲げる書類のほか、所定の様

式による次の書類を提出しなければならない。

- 一 個人的研究のため教員の指導を受けることを希望するものである旨の本人の確約書
- 二 会社等の事業目的追求のために、その者を研究生として派遣するものでない旨の所属長の確約書及び在職のまま研究生として入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

(選考)

第6条 研究生の選考は、指導予定教員の承認を得た者について学系会議が行う。

(入学手続)

第7条 前条により合格とされた者は、所定の入学手続をしなければならない。

(証明書)

第8条 研究事項証明書は、願い出により研究科長が交付する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年5月25日から施行する。

14 創薬科学科卒業者の薬剤師国家試験受験資格取得方法に関する内規

本学において、創薬科学科(4年制)卒業者が国家試験受験資格を得るために、科目等履修生医療薬学専修コース、及び博士後期課程医療薬学特別聴講コース(博士後期課程在籍者用)を設置する。本学薬学部創薬科学科(4年制)卒業者が、上記いずれかのコースに在籍し、国家試験受験資格を得るためには、以下の条件を全て満たす必要がある。

1. 本学薬学部へ平成 29 年度までに入学し、創薬科学科(4年制)を卒業し、別途定めた指定科目 39 科目 76 単位(以下、指定科目)のうち、少なくとも 25 科目、49 単位を卒業までに取得していること(他大学卒業者は不可)。
2. 本学大学院医歯薬学総合研究科博士前期課程薬科学専攻を修了(但し、早期修了は除く)し、修了までに指定科目を総計で少なくとも 29 科目、57 単位を取得していること(博士前期課程で履修できる指定科目の上限は、4 科目 8 単位)。ただし、本学薬学部創薬科学科(4年制)を卒業した者で、卒業時に指定科目 29 科目、57 単位を取得済みの者については、他大学薬学研究科修士課程を修了(ただし、早期修了は除く)した場合についても可とする。
3. 本学大学院医歯薬学総合研究科博士後期課程に進学した場合は博士後期課程医療薬学特別聴講コースに、また、それ以外の場合は科目等履修生医療薬学専修コースに在籍し、本学薬学部薬学科(6年制)の卒業要件に準ずる単位(指定科目 39 科目 76 単位を含む)を取得していること。ただし、平成 23 年度以前学部入学者については、薬学科(6年制)の卒業論文実習に相当する 12 単位分は、博士前期課程修了をもって取得したものとみなす。また、博士後期課程医療薬学特別聴講コースに進んだ者は、原則として博士後期課程修了に 4 年以上を要するものとする。

尚、実務実習先の確保の状況によっては、OSCE、CBT 合格後も、直ちに実務実習に入れない場合も有り得る。

4. 受講料等について
 - a) 科目等履修生医療薬学専修コース：科目等履修生の制度に従う。検定料、入学料、授業料、OSCE、CBT 受験料、および実務実習費は自己負担とする。
 - b) 博士後期課程医療薬学特別聴講コース：博士後期課程の授業料（4年間）の他に、OSCE、CBT 受験料、および実務実習費は自己負担とする。
5. 科目等履修生医療薬学専修コース、あるいは博士後期課程医療薬学特別聴講コースの履修を希望する場合は、コースの履修申請書を予め提出しなければならない。

単位取得に関する概要は別表に記す。

科目等履修生医療薬学専修コースおよび博士後期課程特別聴講コース
(4 + 2 + 2 システム) の概要 (平成23年度以前学部入学者)

年次		規定	推奨	備考	薬学科との対応
		科目数、単位数	科目数、単位数		
3年次まで		25科目、49単位 (4年次までの最低条件)	24科目、47単位	全て選択Ⅰ、Ⅱ。 これらの取得は前提としたい。	
4年次		※但し、本学部卒業後、他大学大学院へ進学した者は、29科目、57単位取得が必須となる。	5科目、10単位	創薬科学科4年次配当(選択Ⅱ) これ以外に要件外として4科目可(推奨しない)	
M1	前期	4科目、8単位 (博士前期課程の2年間で取得できる最高の単位数)	2科目、4単位		薬学科 4年次配当科目
	後期		1科目、2単位	診断治療学 (後期開講)	
M2	前期		1科目、2単位		
	後期		0科目、0単位	修論準備等のため、履修は推奨しない。	
専修1年次	博士後期課程1年次	前期	2 - 10科目、 4 - 19単位	6科目、11単位	ここで、指定科目全ての単位取得。 (39科目、76単位)
	後期	実務実習事前教育 1~5 計 8 単位	実務実習事前教育 1~5 計 8 単位	OSCE, CBT受験	薬学科 4年次後期開講
専修2年次	博士後期課程2年次	病院実務実習 10単位 薬局実務実習 10単位	病院・薬局実務実習 計 20単位	国家試験受験資格の申請 (実務実習の実施時期により3年次となる場合あり)	薬学科 5年次 実務実習 6年次 国家試験
	博士後期課程3、4年次	課題研究等を履修		博士後期課程修了	

尚、専修コース、あるいは博士後期課程特別聴講コースにおいては、1年次に、総合薬学演習Ⅰ、Ⅱ、および有機化学演習(薬学科4年次配当)を、2年次に、総合薬学演習A、B および有機化学演習Ⅱ(薬学科6年次配当)を、また1、2年次を通じて、臨床薬学演習Ⅰ~Ⅳ(薬学科5、6年次配当)を履修可とするが、必要要件とはしない。
 ※他大学大学院に進学した場合、博士前期課程在学中に取得すべき4科目8単位の履修が不可能となるため。
 ※専修コース、博士後期課程特別聴講コースの1年次後期には、実務実習事前教育しか履修できないので、予め、注意して履修計画をたてること。